

国会

- ・国会は国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である
- ・衆議院に強い権限が認められている。(衆議院の優越)
- ・衆議院と参議院からなる二院制である

衆議院の優越

予算の先議
予算の議決・条約の承認・内閣総理大臣の指名
法律案の議決
内閣不信任の決議

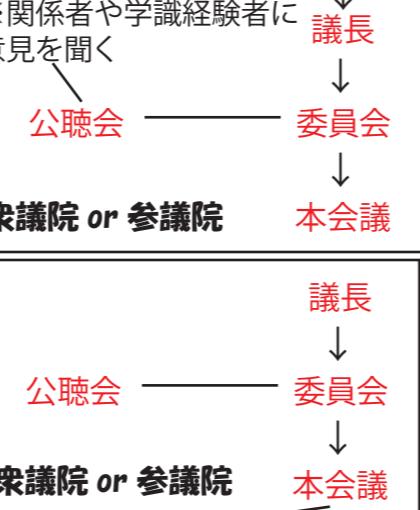
衆議院と参議院の比較

	衆議院	参議院
議員数	465人	248人
選挙権	満18歳以上	満18歳以上
被選挙権	満25歳以上	満30歳以上
任期	4年 解散があると任期を失う	6年 3年ごとに半数を改選
選挙区	小選挙区289人 比例代表176人	小選挙区148人 比例代表100人
解散	あり	なし

国会の仕事

- 法律の制定(立法)
- 予算の審議・議決
- 内閣総理大臣の指名
- 条約の承認
- 国政調査権
- 憲法改正の発議
- 弾劾裁判所の設置

法律ができるまで



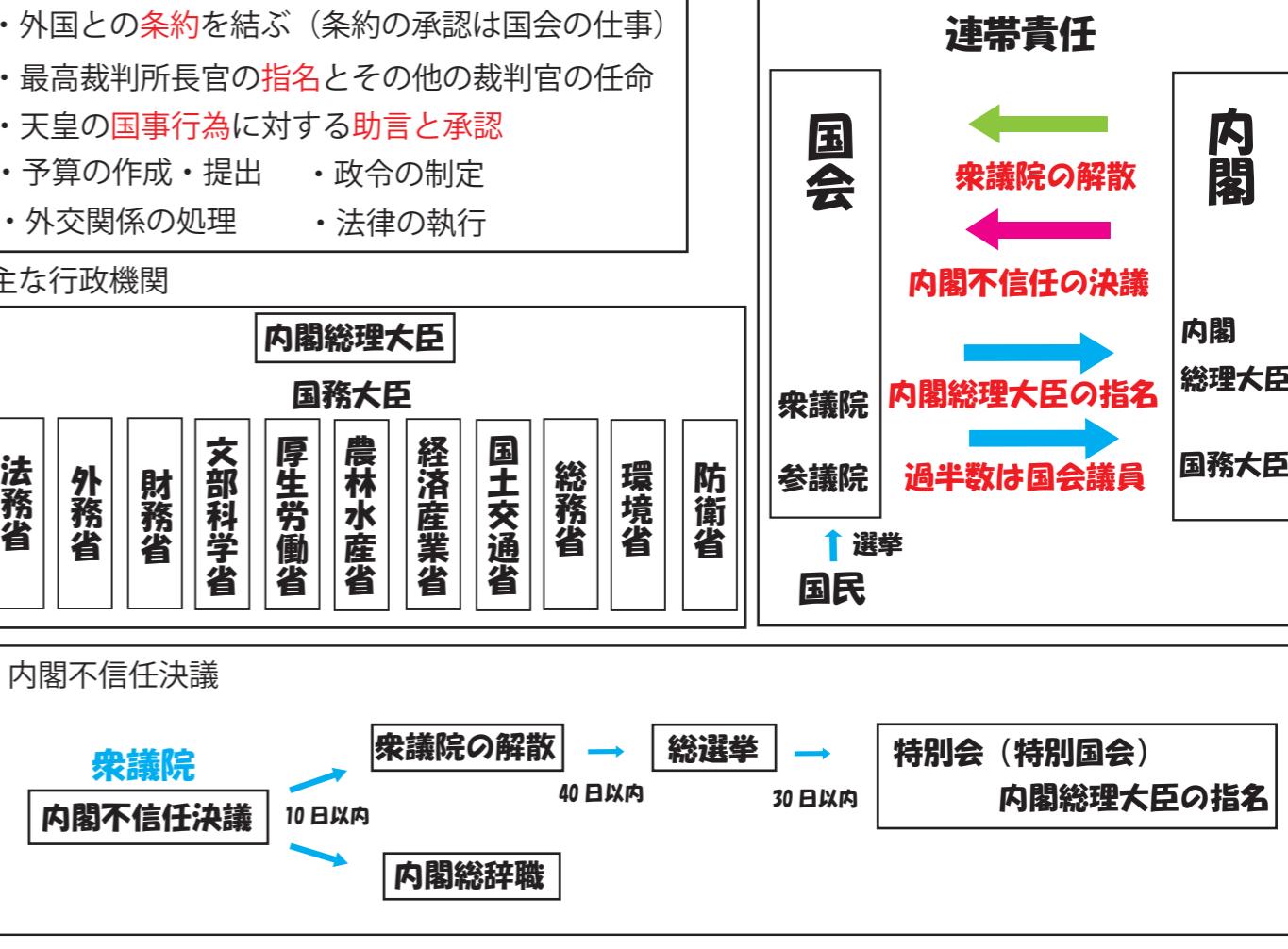
内閣

- 国会が定めた法律や予算に基き政治を行うことを行政と言い行政を担当する機関を内閣という
- 内閣の最高責任者を内閣総理大臣(首相)という
- 内閣は内閣総理大臣(首相)と国務大臣によって構成される
- 内閣は国会の信任に基づき連帶責任を負う議院内閣制のしくみをとる
- 内閣の行う会議を閣議という

内閣の主な仕事

- ・外国との条約を結ぶ(条約の承認は国会の仕事)
- ・最高裁判所長官の指名とその他の裁判官の任命
- ・天皇の国事行為に対する助言と承認
- ・予算の作成・提出・政令の制定
- ・外交関係の処理・法律の執行

議院内閣制の仕組み



連帶責任

衆議院の解散

内閣不信任の決議

内閣総理大臣の指名

過半数は国会議員

内閣

内閣
総理大臣
国務大臣

裁判所

国会や内閣は裁判所に干渉してはならない。また一つ一つの裁判では裁判官は自分の良心に従い憲法と法律だけにしばられる

頻出記述問題 三審制を行う理由
裁判を慎重に行い間違いを防ぎ人権を守るために

最高裁判所

全国1か所。高等裁判所から上告された事件を扱う

高等裁判所

全国8か所。地方・家庭裁判所などから控訴された事件などを扱う。主に第2審の裁判をおこなう

家庭裁判所

全国50か所。家庭内の争いや、少年事件などを扱う

地方裁判所

全国50か所。第一審と簡易裁判所から控訴された民事裁判の第2審をおこなう

簡易裁判所

全国438か所。請求額が140万円以下の民事裁判と罰金以下の刑事裁判の第一審をおこなう

最高裁判所

下級裁判所 上告 上告 抗告

高等裁判所

民事裁判 刑事裁判 控訴 上告 控訴 抗告

地方裁判所 家庭裁判所

民事裁判 刑事裁判 控訴 控訴

簡易裁判所

